

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 1 - 3

事業名 (計画事業名)	町広報、行政執行方針、町人事機構図発行事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	総務課 情報統計係
(細事業名)	町広報誌発行事業	調書作成者職氏名	主事 河原 学

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登載事業 <input type="checkbox"/> 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	共につくる参加と連携のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	町民主役のまちづくりの推進	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	広報活動の充実	

II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	住民	受益者負担	有 (無)
事業の意図 (What)	情報を発信する(町、各種団体等からのお知らせやイベント情報等)		
事業の手段 (How)	広報誌等を媒体とした紙面情報(町内全戸、町外関係者配布)		
事業の結果 (Outcome)	町と地域住民との情報の共有による、認識を一にしたまちづくりへの推進		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
広報発行 A4版	毎月2,900部	毎月2,900部	毎月2,600部	毎月2,600部	毎月2,600部	H10~H19	5,700千円
町人事機構図発行	5/1現在 2,600部	5/1現在 2,600部	5/1現在 2,600部	5/1現在 2,400部			※3事業計
行政執行方針(内部印刷製本)	2,200部	2,200部	2,200部	2,200部			

【事業計画の達成状況】	(説明)~事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	掲載記事等の内容、レイアウト等の充実が求められている。

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
毎月5日(休日等により変更有)を発行日として、町内全戸・町外関係者等に配布。町人事機構図及び行政執行方針は発行済み。	【関係機関・関係部署との役割分担】 より多くの情報提供を求め、掲載方法やレイアウト等については、担当係において校正し必要に応じて別途協議する。

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 a 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明)

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>地域住民の情報収集手段として集約された唯一の紙面媒体であるため。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>町と地域住民との情報共有の媒体として定着</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>町等からの情報発信として、また、地域住民の情報収集手段として集約された唯一の紙面媒体であり、まちづくりに対する積極的な参加を促すための重要な事業である。</p>
<p>【Ⅵ事業の参考事項】</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・<input checked="" type="radio"/> その他(有料広告)</p>	<p>(説明)</p> <p>特定財源確保の手法として、他市町村において一部実施されているが、導入には掲載内容等の従前の考え方を再検討する必要があり、地域企業及び団体等との綿密な協議が必要である。</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・<input checked="" type="radio"/> 一部可 <input type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>地域特派員制度の導入、一部紙面の開放(提供)</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>発行部数やページ数の変更により事業費の変動は考えられるが、DTP等を活用した校正・印刷への転換を図らなければ、根本的なコスト削減には繋がらない。(印刷業者の対応も必要)</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>全ての住民が満足を得る広報誌の作成のためには、常に新たな情報の発信方法等の検討が必要であり、その手法の改善は必要である。(お知らせ以外にも情報交流の場としての活用等を検討)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>町と地域住民の情報共有のための重要な媒体であり、休廃止することはできない。</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

ア

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

(説明)

現在の発行部数及び記事掲載内容(ページ数、写真数等)から勘案し、現状維持が相当と考える

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 1 - 4

事業名 (計画事業名)	共有フォルダライセンス購入	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	総務課 情報統計係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 河原 学

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input type="checkbox"/> 登録事業 <input checked="" type="checkbox"/> 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	共につくる参加と連携のまち	電子データの共有、事務の効率化、情報セキュリティの向上
施策の項目の分類	計画的な行政運営の推進	【根拠法令等】
主要施策の分類	事務の効率化と行政手続の透明化	【事務種類】 自治事務(その他・単独)

II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	職員	受益者負担	有 (無)
事業の意図 (What)	情報の共有・セキュリティの向上・事務の効率化		
事業の手段 (How)	各種業務におけるデータファイルを即時に共有するため、ライセンスを取得(40)し事務の効率化を図る		
事業の結果 (Outcome)	共有フォルダを使用することにより、データの共有化が図られ、情報漏洩防止等のセキュリティ対策の向上にもつながった		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
共有フォルダライセンス購入			40ライセンス		ライセンス購入	H17	137千円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	共有フォルダの活用

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	各課・係単位での活用(原則として持ち運びが可能他媒体への保存は行わない対応を指示)

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 a 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明)

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当・非該当</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>各種業務等における即時の情報共有、データ管理の徹底が図られた。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>データの共有により事務の効率化・サービスの向上が図られる。</p>
<p>Ⅵ事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>執行額は当初予算額より大幅に減額。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>庁舎内ネットワークの整備が概ね完了し、これらを活用したデータ共有としては最善と考える。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>単年度事業。</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

現状においてライセンス数の不足や事務の支障がないことから、単年度事業とし終了する。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 1 - 5

事業名	北海道電子自治体共同システム開発事業負担金	担当課・係名	総務課
(計画事業名)	北海道電子自治体プラットフォーム推進事業	(上段:課名・下段:係名)	情報統計係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 河原 学

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登載事業 <input type="checkbox"/> 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	定住と交流を育むたくましい都市基盤のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	情報通信基盤の整備	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	新たな情報通信基盤の導入	

II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 住民	受益者負担	有 (無)
事業の意図	(What) 電子自治体構築にあたって必要となる、情報通信基盤・システム等の整備		
事業の手段	(How) 北海道電子自治体共同運営協議会に加盟する道内市町村・北海道と共同開発・運用を進める		
事業の結果	(Outcome) 快適で便利な住民生活(自宅に居ながらにして各種申請書等のダウンロードが可能)		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
開発事業負担金			共同開発		システム開発	H17~H19	1,616千円
運用経費				運用委託料	システム運用		(1/2補助)

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	地域住民からのアクセス増・環境整備等への取り組み。
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
本年4月よりHARPIによる電子申請(ダウンロードサービスを含む)システムが稼働しており、当期においても5月よりダウンロードサービス(47手続)を運用しているところである。また、年度内には一部電子申請手続きの実施を計画する。	広報誌、ホームページ等を通じた周知。
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	電子申請にあたっては、各部署との詳細な協議が必要となることから、随時打合せを行う。

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
①民間との役割分担	a 行政が行うべきである
(1)行政としての役割	b 一部は民間が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	(説明)
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	各種行政手続(申請行為)に係る電子化の一環であり、行政以外が行うことが出来ない。
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ 非該当</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>本年度よりシステム運用が開始され、当町においても5月よりダウンロードサービスを実施しているが、利用実績(ダウンロード様式での申請)については顕著には現れていない。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>今後計画されているシステム開発・運用の状況によっては、電子自治体構築に向けた動きが加速するものと思われ、個人の環境整備が進むことにより、より効率的なサービスの向上に繋がると考えられる。</p>
<p>【事業の参考事項】</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>地域企業の育成を図ることも目的としていることから、開発・保守等については、道内企業へ発注・委託している。</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>システム開発・保守等については株HARPへ発注・委託。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>本事業は北海道電子自治体共同運営協議会における重点的事業であり、今後とも加盟機関との共同により推進する。</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>開発費・運用費ともに参加団体の人口割負担とされており、今後運用されるシステムについても利用団体の負担割となることが予想され、多数団体での利用についてはコストの軽減が予想される。</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>開発費については「道市町村振興協会」より補助があったが、運用費については補助の対象とならず、H17年度で廃止となった。</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>当該システムの利用状況(利用団体の増)によっては運営費の減額が予想される。(開発費を負担していない市町村からの還元等)</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>北海道電子自治体共同運営協議会への加盟・当該事業への参加時期等については適正と考えるが、電子申請の利用については行政側の体制整備及び利用者の増大に向け推進していく必要がある。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>IT化社会における行政の責任としても、ワンストップサービスの実現等は不可欠であり、今後とも様々な整備(条例・システム等)が必要であることから、休廃止することは出来ない。(当面、施設予約サービスの開発が計画されている)</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

ア

(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

現状で見込まれるのは運用経費のみであるが、システムの開発(導入)状況によっては開発費の負担(利用市町村による負担)が必要となる。

利用団体の状況によっては運用費の減額も見込まれる。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 1 - 6

事業名 (計画事業名)	雄武町統計調査員協議会補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	総務課 情報統計係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 河原 学

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input type="checkbox"/> 登録事業 <input checked="" type="checkbox"/> 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	共につくる参加と連携のまち	統計調査員の資質の向上と調査員間の密なる連携を図る
施策の項目の分類	町民主役のまちづくりの推進	【根拠法令等】
主要施策の分類	統計調査員の資質の向上	【事務種類】 自治事務(その他・単独)

II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	統計調査員	受益者負担	(有)・無
事業の意図 (What)	資質の向上を図るとともに、調査員相互の連携を密にする。		
事業の手段 (How)	運営補助金の交付		
事業の結果 (Outcome)	研修による資質の向上、各種統計調査における協力		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
補助金交付	運営補助450千円	運営補助70千円	運営補助70千円	運営補助30千円		H10~H18	70千円
							※H15実績は 30周年記念 式典補助を 含む

【事業計画の達成状況】

a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 各種統計調査において、優秀な従事内容である。
---	--

【本年度の事業実施スケジュール】

本年度実施される事業所・企業統計においては、当該協議会会員の協力が不可欠(調査員として推薦予定)であり、又、他団体補助金との整合性からも運営補助金を交付する。	【町民への周知方法】 【関係機関・関係部署との役割分担】
---	-------------------------------------

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】 ①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 (キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) (a) 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明)
---	--

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>各種統計調査従事報酬の一部を協議会運営財源(会費)としている。各種統計調査実施時の協力。(町独自調査は休止中)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当・非該当</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>統計調査員間の情報交流・協力が図られ、各種統計調査において訂正箇所減少や提出期日の遵守が図られている。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>各種統計調査員は、昨今の報酬減額の中で長期間に渡る調査を伴うことから、新たな人材を確保することが困難であり、現調査員の貢献は認められるところである。</p>
<p>【事業の参考事項】</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>当該協議会の会員数(60名)や事業内容(総会、研修会、道・支部総会参加)実績・財政状況を踏まえ、本年度で事業の終了を予定している。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>決算実績等に応じた補助金額(可否を含め)の判断が必要である。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>現在の財政状況・事業実績等から判断し、事業を終了しても会の存続は可能であると思われる。(一部会員の感情面に若干の問題はあるが、納得が得られるものと考えている。)</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

(上記A～Dから選択記入)

A選択の場合のみ

(上記A～Eから選択記入)

町長評価

方向性

(説明)

(説明)

協議会役員会及び定期総会において補助廃止の方向性を説明(欠席者には順末を送付)しており、本年度をもって廃止することで事務を進める。